

令和5年度

# 飲食店等における受動喫煙防止対策現状調査の 改善状況報告

---

令和5年12月実施  
盛岡市保健所健康増進課

# 調査の目的

---

令和5年7月に実施した「飲食店等における受動喫煙防止対策の現状調査」の結果に基づき、各事業所の喫煙環境の実態を把握し、各々必要に応じた対策を講ずることで、受動喫煙の防止をより一層推進するため。

# 調査方法および結果について

---

**方法：**「飲食店等における受動喫煙防止対策の現状調査」の結果から、  
屋内の喫煙環境が「要改善」と判断した事業所に改善に必要な対策例を明示し、改善に協力いただけるよう文書で依頼。  
回答のなかった事業者に対しては、架電し改善状況を確認後、対応を依頼。

**結果：**「改善後」の報告を求めたため、義務規定については改善率が  
**100%**であった。

# 回答数

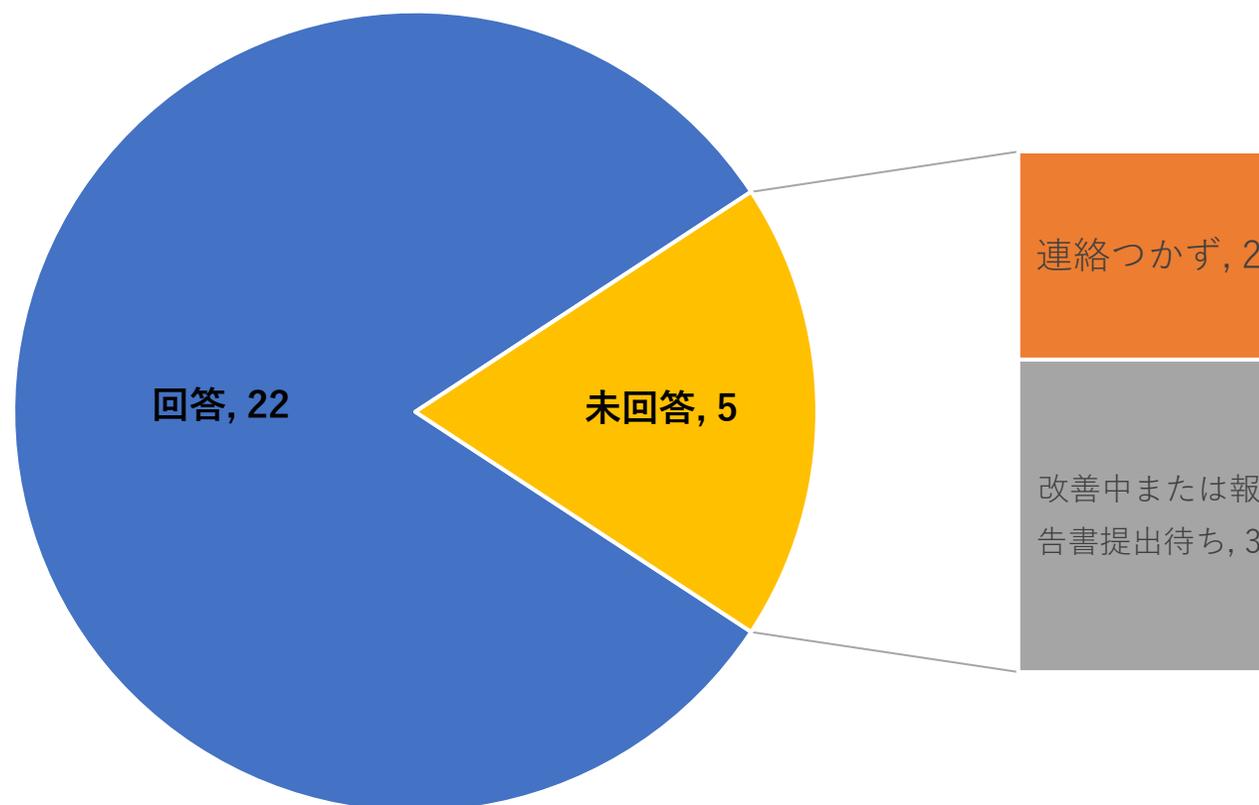
対象：現状調査で屋内の喫煙状況について「要改善」と判断した27事業者

回答：22事業者

未回答：5事業者

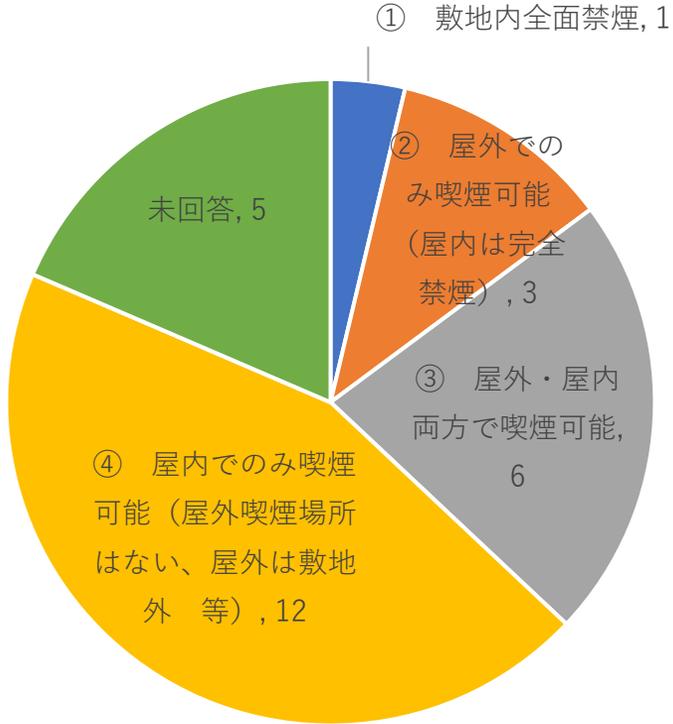
回答率：81.5%

※改善後の報告を依頼



# 設問 1 現在（改善後）の喫煙状況

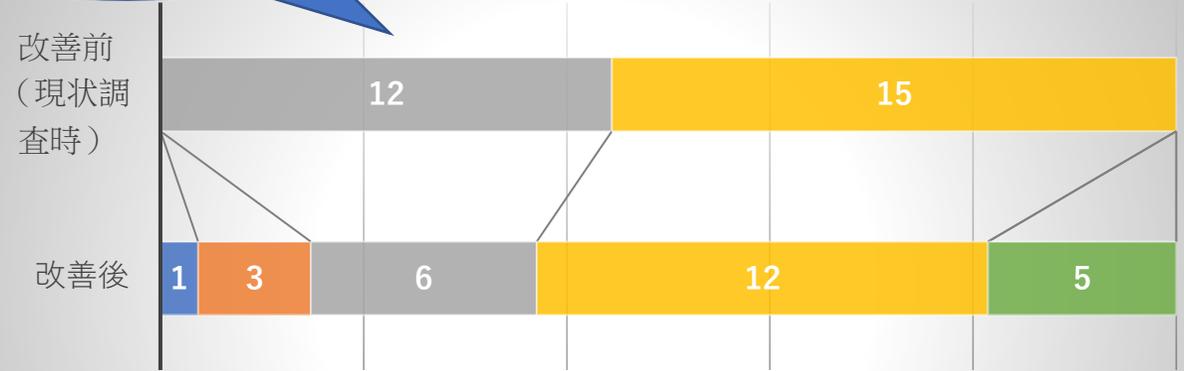
## 回答



- ① 敷地内全面禁煙
- ② 屋外でのみ喫煙可能 (屋内は完全禁煙)
- ③ 屋外・屋内両方で喫煙可能
- ④ 屋内でのみ喫煙可能 (屋外喫煙場所はない、屋外は敷地外等)
- ⑤ その他
- 未回答

現状調査の結果、屋内で喫煙可能としていたうちの4/27事業者が屋内喫煙条件を満たさない事業者であった

## 改善前後の喫煙状況の推移



- ① 敷地内全面禁煙
- ② 屋外でのみ喫煙可能 (屋内は完全禁煙)
- ③ 屋外・屋内両方で喫煙可能
- ④ 屋内でのみ喫煙可能 (屋外喫煙場所はない、屋外は敷地外等)
- ⑤ その他
- 未回答

屋内喫煙室設置適用要件に不適合であった事業者は、屋外喫煙へ変更する傾向が見られた。

# 設問 2 【設問の回答が③④の方】 喫煙室設置者が守るべき共通の項目の遵守

		対象数	改善率	対象喫煙室
標識の掲出		18	100.0%	喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙可能店（室）、喫煙目的店（室）
20歳未満立入禁止		18	100.0%	喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙可能店（室）、喫煙目的店（室）
技術的基準				
①	壁・天井による区画	18	100.0%	喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙可能店（室）、喫煙目的店（室）
②	毎秒0.2m以上の気流	13	100.0%	喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室
③	屋外排気	13	100.0%	喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室
労働者の受動喫煙防止対策		18	100.0%	喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙可能店（室）、喫煙目的店（室）

「改善後に報告」としていたため、  
報告者の改善率はすべて100%

(参考) 現状調査結果で抽出した指摘事項

指摘事項	事業所数
標識の未掲出	17
20歳未満立入	3
技術的基準不適合	3
喫煙室設置要件不適合	2
喫煙禁止場所での喫煙	3

# 設問 2 【設問の回答が③④の方】

## 喫煙室設置者が守るべき喫煙室毎の項目の遵守

	改善数	改善率
<b>喫煙専用室</b> 【設置数】 13		
① 屋内の一部に設置	13	100.0%
② 喫煙のみに使用	13	100.0%
<b>加熱式たばこ専用喫煙室</b> 【設置数】 0		
① 屋内の一部に設置	0	—
② 加熱式たばこのみ喫煙可能	0	—
<b>喫煙可能室（または可能店）</b> 【設置数】 5		
① 既存特定飲食提供施設	5	100.0%
② ①を証明する書類の保存	5	100.0%
③ 喫煙可能室設置施設届済み※	2	40.0%
<b>喫煙目的室（または目的店）</b> 【設置数】 0		
① たばこ販売許可取得済み	0	—
② 主食の提供をしていない	0	—

- 改善後の報告としていたため、  
**100%の改善率**

※喫煙可能室 ③喫煙可能室設置施設届については、届出が義務ではないため改善率40%であったが、未届出事業者には利点等を説明し届出を推奨した。

## 設問3 受動喫煙に関するご意見等

---

今回調査では意見なし

# 所感

- 喫煙可能店を適用できない飲食店（2020年4月以降にオープンの店）が、適用条件を知らずに喫煙可能店として営業していた例や、「加熱式たばこ」であれば全席で喫煙可能との認識で営業していた例があったが、「**オープン前に、喫煙室設置が可能な条件について知る機会がなかった。**」と回答する事業者が多く、オープン前の早い段階で【喫煙室設置に関するルール】について周知することが、今後、同事例を出さないポイントになると感じた。
- 喫煙室設置の際、詳細なルールを把握したうえで喫煙室を設置している事業者が少数であったことより、改めて喫煙室設置に関するルールを再周知する必要性を感じた。
- 改善依頼に、多数の事業者の方に協力的、積極的に対応していただいた。事業者の協力なしには受動喫煙防止対策は推進することができないので、今後もご協力いただきたい。

# 今後について

## 飲食店等について

- 生活衛生課や食品衛生協会等、関係各所に依頼し、飲食店等開業申請や相談、更新に来所する事業者へ、「飲食店で設置できる喫煙室」についてのチラシの配布  
(設置要件を満たさない事業所の喫煙室設置や、基準不適合喫煙室の設置を防止するための対策)
- 食品衛生法に基づき営業許可を受けている飲食店等の未調査事業所や新規事業所の現状調査

## その他

- ◆ 小中高生への受動喫煙に関するアンケート調査
- ◆ 条例制定に向けた準備
- ◆ 市公式ホームページやSNS、広報等による受動喫煙防止対策の周知啓発の継続
- ◆ イエローグリーンキャンペーンの周知

など